

令和7年度第5回稲毛区町内自治会連絡協議会三役会・理事会

日時：令和8年1月15日（木）
午後4時30分～
会場：稲毛区役所2階 2-2会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

（1）市から依頼している町内自治会業務の棚卸しについて（市民自治
推進課）

（2）区連協表彰推薦依頼について

（3）視察研修会について

（4）第3轟住宅親和会について

4 そ の 他

令和8年度のスケジュールについて

5 閉 会

（次回日程）

第6回稲毛区町内自治会連絡協議会三役会・理事会
日時：3月4日（水）午後3時～
会場：稲毛区役所 2階 講堂（予定）

議題2

令和8年度千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会表彰推せん依頼について

稻毛区町内自治会連絡協議会総会にて実施する表彰について、各地区町内自治会連絡協議会において対象者がいらっしゃいましたら、下記のとおり推せん書をご提出いただけますよう、お願いいいたします。

1 提出期限 令和8年4月3日（金）

2 提出書類 区連協表彰推せん書

※推せん書は1人につき1枚となります。対象者が複数いらっしゃる場合は、コピーにて対応していただくか、事務局にご連絡いただければご用意いたします。

3 提出方法 返信用封筒による郵送 又は FAX

4 表彰対象者 次ページ表彰内規の第1条に該当する方

※具体的な年数計算については下記のとおりです。

（1）第1条第1号関連（町内自治会長5年以上）

令和8年3月31日以降に退任される予定の町内自治会長で、令和3年4月1日以前から会長職にあった方

（2）第1条第2号関連（地区町内自治会連絡協議会長3年以上）

令和8年3月31日以降に退任される予定の地区町内自治会連絡協議会長で、令和5年4月1日以前から地区町内自治会連絡協議会会長職にあった方

（3）第1条第3号関連（町内自治会長在職中の死亡、又は地区町内自治会連絡協議会会長在職中の死亡）

令和8年3月31日以前に町内自治会長の職にあった方、または地区町内自治会連絡協議会会長の職にあった方で、かつ在職中に亡くなられた方

5 推せん後のスケジュール

三役会理事会において被表彰者を確認し、その後に実施する通常総会の中で、稻毛区町内自治会連絡協議会長から表彰していただきます。

千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会表彰内規

(表彰の基準)

第1条 この内規は、稻毛区内において地域社会発展のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その業績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。ただし、過去に千葉市町内自治会連絡協議会において被表彰者に該当する者を除く。

(1) 5年以上引続いて町内自治会長の職にあって退任したもの。

(2) 3年以上引続いて地区町内自治会連絡協議会長の職にあって退任したもの。

(3) 町内自治会長又は地区町内自治会連絡協議会長の職にあって在職中に死亡したもの。

(在職年数の決定)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(被表彰者の決定)

第3条 第1条第2号・第3号の該当者については、会長が調査し、また、第1号の該当者については、理事の推薦により、それぞれ三役会理事会に付議したのち、総会において表彰するものとする。

(推せん書の提出)

第4条 前条により、第1条第1号の該当者を推せんする場合は、理事の推せん理由を付した推せん書をあらかじめ会長に提出しなければならない。

(表 彰)

第5条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の重複禁止)

第6条 第1条各号に該当する表彰は、重複ならびに再表彰しないものとする。

附 則

1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

2 第2条に定める在職年数の計算の始期は平成22年4月1日とする。

令和7年度千葉市稻毛区町内自治会連絡協議会

視察研修会行程表

実施日：令和8年2月5日（木）

集合時間：午前8時45分

集合場所：観光バスに直接集合してください（7ページ参照）

9：00 稲毛区役所 出発

10：30～11：30 東京大空襲・戦災資料センター（東京都江東区北砂1丁目5-4）

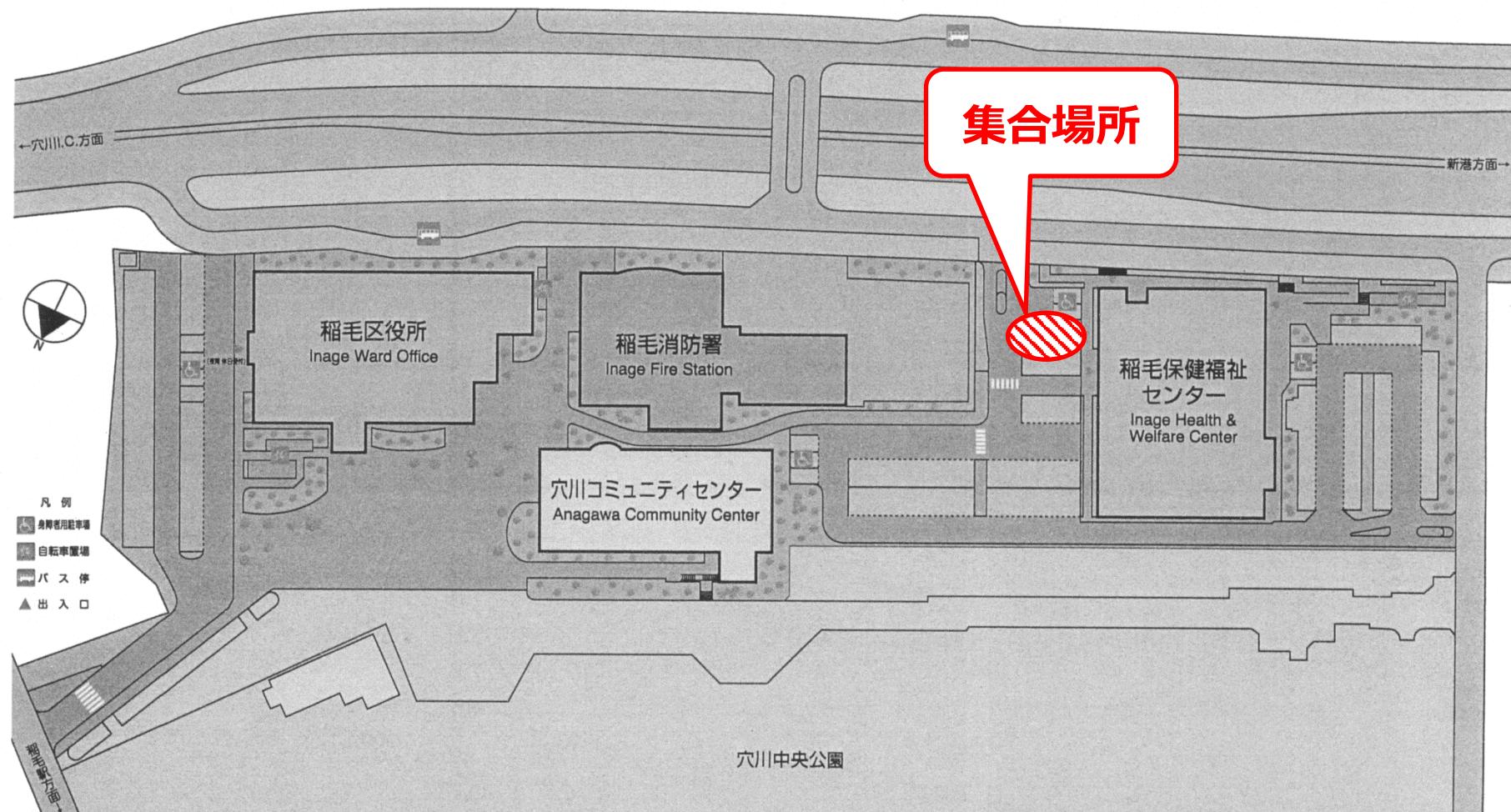
12：00～13：20 昼食 楠公レストハウス（東京都千代田区皇居外苑1-1）

14：00～15：30 虹の下水道館（東京都江東区有明2-3-5）

16：30 稲毛区役所 到着 解散

※交通事情等により時間が前後する場合があります。

稲毛区町内自治会連絡協議会視察研修会の集合場所について



議題4

第3轟住宅親和会の取り扱い（解散）について

第3轟住宅親和会は、すべての加入世帯が転出しており、当該宿舎は閉鎖されています。本来、解散届の提出をもって町内自治会の解散（区連協からの脱退）とするべきところですが、解散届は提出されておりません。同町内自治会を解散扱いとすることについて、ご審議をお願いいたします。

1 概要及び経緯

- ・第3轟住宅親和会：財務省関東財務局の職員宿舎の入居者で構成
- ・令和7年9月に全入居者が転出、宿舎閉鎖。
→敷地内は立ち入り禁止の状態（写真参照）
- ・自治会代表者へ解散届の提出を依頼するも、提出されず。
→その後、代表者と連絡が取れず。

2 通常の自治会解散の流れ

「町内自治会等解散届」（※区連協会長宛て）を提出



区連協会長の承認を経て、自治会の解散及び区連協からの脱退

3 審議事項

解散届が提出されていない同町内自治会の扱いについてご審議いただき、三役会・理事会の承認を頂いた上で、解散としたい。

【参考】宿舎敷地入口及び外観



12月11日撮影



11月20日撮影

令和8年度稻毛区連協スケジュール（案）

R 8 年度日程	R 7 年度日程	内容	備考
R8.4.7(火) 13:30~ (監事会) 14:00~ (三役会・理事会)	R7.4.8(火) 13:30~ (監事会) 14:00~ (三役会・理事会)	監事会 第1回三役会・理事会 ・役員改選 ・R7年度事業報告、決算監査報告 ・R8事業計画、予算計画 ・通常総会実施方法、等	
R8.4.21(火) 14:00~ (通常総会 打ち合わせ会)	R7.4.22(火) 14:00~ (通常総会 打ち合わせ会)	通常総会打ち合わせ会 ・通常総会に係る打合せ ・被表彰者の確認	
R8.5.10(日) 10:00~	R7.5.11(日) 10:00~	通常総会	5月 第2日曜日
R8.6.9(火) 16:00~ (三役会・理事会) 18:00~ (懇親会)	R7.6.10(火) 16:00~ (三役会・理事会) 18:00~ (懇親会)	第2回三役会・理事会 ・地区連交付金の交付手続 ・区連協要望事項検討 区連協懇親会	15:00~ まつり総会
R8.7.14(火) 14:00~ (三役会・理事会)	R7.7.24(木) 14:00~ (三役会・理事会)	第3回三役会・理事会 ・地区連負担金の徴収 ・視察研修会	
R8.10.18(日)	R7.10.19(日)	第3・4回稻毛区民まつり	10月 第3日曜日
R8.11.9(月) 14:00~ (三役会・理事会)	R7.11.10(月) 14:00~ (三役会・理事会)	第4回三役会・理事会 ・視察研修会視察候補地決定 ・区連協要望事項の結果報告	
R9.1.14(木) 16:30~ (三役会・理事会) 18:00~ (新年会)	R8.1.15(木) 16:30~ (三役会・理事会) 18:00~ (新年会)	第5回三役会・理事会 ・区連協表彰推薦依頼 ・視察研修会詳細説明 区連協新年会	
R9.2.3(水)	R8.2.5(木)	視察研修会	
R9.3.3(水) 15:00~ (三役会・理事会)	R8.3.4(水) 15:00~ (三役会・理事会)	第6回三役会・理事会 ・R8決算見込み ・R8地区連交付金実績報告依頼 ・R9通常総会について ・R9要望事項の依頼	13:30~ まつり監事會 14:00~ 第2回まつり 総会